

令和 9 年度 帯広市保育所等 入所案内



1. 保育所等について

保育所等※1は、保護者およびご家族の方々が、就労・病気等のために家庭で保育ができない児童を保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能※2を併せ持つ施設です。

保育所等・認定こども園の利用にあたっては、保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）が必要です。

認定区分		年齢	対象となるお子さん	利用できる施設
教育	1号認定	満3歳以上	未就学子ども	幼稚園・認定こども園
保育	2号認定	満3歳以上	保護者が「保育の必要性の要件」に該当し、保育を必要とする子ども	保育所 認定こども園 地域型保育事業所
	3号認定	満3歳未満		

※1：保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育施設、事業所内保育施設）が対象です。別紙「帯広市 保育施設一覧」参照

※2：幼稚園機能につきましては、各園へお問合せください。

2. 保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）について

保育の必要性の認定を受けるためには、次の項目を満たした上での申込みが必要です。

- 生後57日目から就学前までのお子さん
- 帯広市内に居住している（住民登録をしている）
- 保護者の方全員（同居している61歳未満の祖父母等も含む）が次のいずれかの要件に該当する

要 件	要件を証明するための必要書類	入所できる期間	保育必要量
就労 (月64時間以上)	就労証明書 (令和8年1月以降に開業した 自営業の方は開業届の写し)	就労している期間	月の就労時間 ・120時間以上…保育標準時間 ・120時間未満…保育短時間
妊娠・出産	母子健康手帳の写し (保護者氏名/分娩予定日の記載ページ)	出産予定日の前3ヵ月、 出産後8週間を経過する 日の翌日の月末まで	保育標準時間
疾病・障がい	診断書や手帳等 (就労や育児が困難である等の 旨が記載されているもの)	提出された証明書類に 基づく期間	提出された必要書類により、 保育標準時間・保育短時間に 分かれます
介護・看護	介護状況申告書等 (介護保険証の写し)		
就学	在学証明書等	卒業までの期間 (休学期間は別途要件が必要です)	
求職活動 (起業の準備含む)	必要書類なし	入所から60日を経過 した日の月の末日まで	保育短時間
災害復旧	こども課へ お問い合わせください	その状況に応じた 必要な期間	保育標準時間
虐待やDVのおそれ 市長が認める前各号に 類する状態にある場合			状況に応じて、保育標準時間・保 育短時間に分かれます

※育児休業取得中の申込みについては、入所日から15日目には復職することが前提の就労要件となります。

※入所後は、年に1回現況届を提出する事により、令和9年度以降の継続入所が可能となります。

また、年度の途中で要件の変更があった場合にはその都度届け出が必要です。

※保育標準時間…7:00~18:00の11時間（一部異なる施設あり）

保育短時間……各施設で設定された8時間 < 別紙参照 >

保育料も異なります。

別紙「保育料金表」参照

3. 教育・保育給付認定と申込みの手続きについて

●1号認定（教育）で入所を希望する場合

各園へ直接申込みしてください。受付開始日は令和8年11月2日（月）です。詳しくは各園の入園案内をご確認いただくか、園へ直接お問い合わせください。

●2号・3号認定（保育）で入所を希望する場合

一次受付については別紙「令和9年度 保育所等入所受付日程表」をご確認のうえ、第1希望とする施設の受付日時に、指定の受付場所へお越しください。

二次受付以降については、申込締切日までに、こども課へお申込みください。

なお、入所調整にあたってはお子さんの成育を確認させていただくため、**お子さんを連れて**お越しください。

入所希望日までに、帯広市に転入予定の方であれば、市外在住であっても、入所の申込みをすることが可能です。

入所希望日	申込締切	通知発送日	受付場所
令和9年 4月1日 （一次受付）	令和8年 11月30日(月)	令和9年1月下旬	別紙参照
令和9年 4月1日 （二次受付）	令和9年 1月29日(金)	令和9年2月中旬	こども課
令和9年 4月1日 ～ 4月30日	令和9年 2月26日(金)	令和9年3月中旬	
令和9年 5月1日 ～ 5月31日	令和9年 3月23日(火)	令和9年 4月 6日(火)	
令和9年 6月1日 ～ 6月30日	令和9年 4月22日(木)	令和9年 5月 7日(金)	
令和9年 7月1日 ～ 7月31日	令和9年 5月28日(金)	令和9年 6月10日(木)	
令和9年 8月1日 ～ 8月31日	令和9年 6月30日(水)	令和9年 7月 9日(金)	
令和9年 9月1日 ～ 9月30日	令和9年 7月30日(金)	令和9年 8月10日(火)	
令和9年 10月1日 ～ 10月31日	令和9年 8月31日(火)	令和9年 9月10日(金)	
令和9年 11月1日 ～ 11月30日	令和9年 9月30日(木)	令和9年 10月 8日(金)	
令和9年 12月1日 ～ 12月31日	令和9年 10月29日(金)	令和9年 11月10日(水)	
令和10年 1月1日 ～ 1月31日	令和9年 11月30日(火)	令和9年 12月10日(金)	
令和10年 2月1日 ～ 2月28日	令和9年 12月24日(金)	令和10年 1月 7日(金)	
令和10年 3月1日 ～ 3月31日	令和10年 1月28日(金)	令和10年 2月 9日(水)	

※日曜日・祝日、年末年始（12/29～1/3）の入所は出来ませんので、翌開所（園）日からの入所となります。

※入所希望日に沿った入所調整となるため、早い時期に申込みをしても決定は前倒しにはなりません。

※各施設の年齢ごとの受入可能枠の目安を帯広市ホームページにて公開しております。

（毎月15日を目処に更新）

※希望する入所日の申込締切日までに、必要書類を揃えたうえで、お申込みください。書類の不足や不備がある場合は、申込みを受理できませんのでご注意ください。



帯広市ホームページ
(保育所等入所申込
・空き状況一覧)



☆ならし保育について

お子さんが保育所での生活に慣れるために、入所してから1～2週間程度、保育の時間を短縮して「ならし保育」が実施されます。（ならし保育期間中も保育料は発生します）

●育児休業等から復帰する方や、就業日が確定している方

復職（就業）予定日より最大2週間前から入所可能

●4月1日から職場復帰・就業予定の方

3月にならし保育を行うことはできませんので、4月上旬がならし保育期間となります。

4. 申込み時の必要書類・持ち物など

- 教育・保育給付認定申請書 兼 保育所入所申込書（水色の厚紙）
- 要件を証明するための書類（就労証明書など）
- 発育状況聴取書（申込み時点でのお子さんの様子を記入したもの）
- 保育施設入所希望調査票（希望施設を記入したもの）
- 母子健康手帳
- 身分証明書（運転免許証など）

※申込み後に世帯構成や住所等に変更があった場合は必ずこども課へご連絡ください。

※要件を変更する場合は証明書類の提出が必要です。提出が確認でき次第、調整に反映されます。

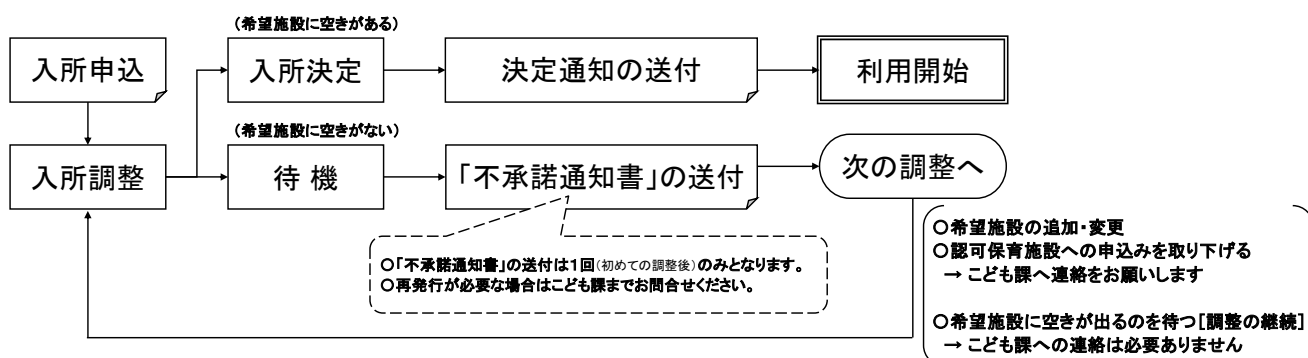
※満61歳未満の祖父母等が同居しており就労している場合は、祖父母等の就労証明書も必要です。祖父母が就労している場合と就労していない場合とでは、家庭で児童の保育ができる人がいるかいないかという点で、入所調整の優先度に差を設けています。

5. 入所調整の流れについて

申込みをしていただいた後は「3. 教育・保育給付認定と申込みの手続きについて」の表に基づいたスケジュールで入所の調整を行います。

入所が決定次第、こども課よりご家庭へ入所が決定した旨の通知をお送りいたします。希望施設に空きがなく、入所ができなかった場合は「不承諾通知書」をお送りいたします。

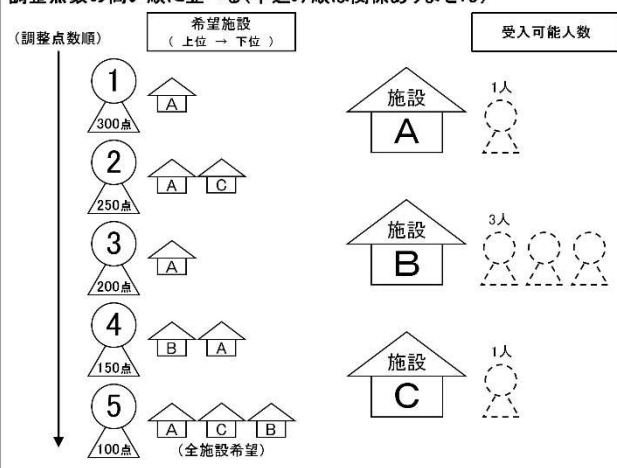
入所申込みから決定までの流れ



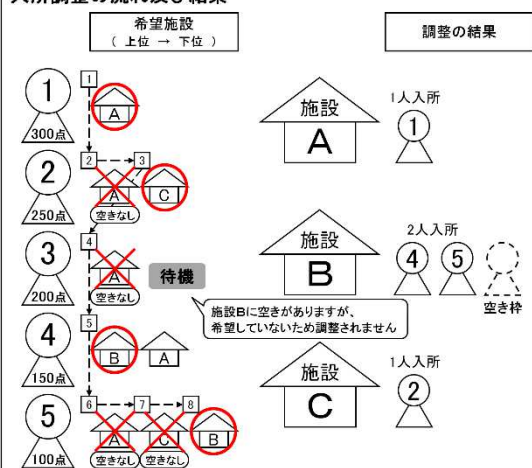
入所調整の方法は、保育所等入所調整点数表に基づき、保育の必要性が高い児童から順に入所の決定をします。

調整点数が高い場合であっても、希望施設の申込み人数や定員などの状況によっては、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。（申込みの先着順ではありません。）

調整点数の高い順に並べる(申込み順は関係ありません)



入所調整の流れ及び結果



6. 保育料

保育料の年齢区分は、お子さんの4月1日時点での年齢で決定します。

- ・0～2歳児：令和9年度の保育料については、4月～8月分は令和8年度の市町村民税額、9月～翌年3月分は令和9年度の市町村民税額により決定します。
- ・3～5歳児：幼児教育・保育の無償化制度により保育料は無償となっています。
(ただし、副食費は別途発生します)

保育料の詳細については、別紙「保育料金表」をご参考ください。

令和9年4月

8月 9月

令和10年3月

令和8年度市町村民税に基づく保育料

令和9年度市町村民税に基づく保育料

※令和8年度市町村民税：令和7年1月～令和7年12月までの収入等に基づき決定されます。

※令和9年度市町村民税：令和8年1月～令和8年12月までの収入等に基づき決定されます。

なお、父母の年間総収入（給与収入換算）が※827,800円未満で、同居している祖父母等がいる場合には、国からの通達を基準に家計の状況を判断し、祖父母等の市民税額と合算で保育料を算定することがあります。

※9月～翌年3月分については基準額の変更があります。

税の更正により、市町村民税額が変更された際は、保育料が変更となる場合がありますので、こども課までご連絡ください。

7. 帯広市公立保育所の再編について

令和5年2月に示した「帯広市公立保育所再編内容の見直し」により、下記のとおり、公立保育所を閉所、統廃合していきます。

- (1) 閉所予定：令和10年度 松葉保育所（西23南1）
令和12～16年度の期間中 青葉保育所（西3南25）
- (2) 統合予定：令和10年度 帯広保育所（東3南11）を依田保育所（依田町）へ



帯広市ホームページ
(公立保育所の再編について)

保育所等の入所に関するお問い合わせ

帯広市西5条南7丁目1番地（市役所3階）
市民福祉部 こども福祉室 こども課 保育所幼稚園係
電話 0155-65-4158（直通）